

令和7・8年度(2025・2026年度) 随時登録

入札参加資格審査申請書 提出要領

建設関連業務委託（コンサル）

令和7(2025)年10月1日登録分より内容を一部変更しています。

- 宇都宮市が発注する建設関連業務委託（コンサル）の一般競争入札等に参加を希望する方は、この要領をよくお読みいただいた上で申請してください。
- 毎月5日までの1か月間に申請のあった事業者を、翌月1日に入札参加有資格者名簿に登載します。

目 次

1	宇都宮市入札参加資格について	1
2	資格要件	1
3	総合点数の算出	1
4	申請から登録までの流れ	5
5	提出書類	7
6	添付書類等の詳細	10
7	登録後の変更、取消	14
8	登録後に合併等があった場合	15
	【参考】地方自治法施行令（抜粋）	16

1 宇都宮市入札参加資格について

- ・ 宇都宮市の入札に参加するには、入札参加有資格者名簿に登載されていること（登録）が必要です。
- ・ 登録できる業種数は、5業種までです。
- ・ 登録は、入札における指名や受注を約束するものではありません。
- ・ 審査基準日は、申請書提出時期によって異なります。次表により確認してください。
申請書類には、審査基準日現在の状況を記載してください。
- ・ 次表の申請書提出期間内（消印有効）に申請のあった事業者を、登録日に入札参加有資格者名簿に登載します。有効期間は、登録日から令和9年3月31日までです。

【令和7年度のスケジュール】

申請書提出期間	審査基準日	登録日
令和 7年 4月 1日～ 4月 5日	令和 7年 3月 1日	令和 7年 5月 1日
令和 7年 4月 6日～ 5月 5日	令和 7年 4月 1日	令和 7年 6月 1日
令和 7年 5月 6日～ 6月 5日	令和 7年 5月 1日	令和 7年 7月 1日
令和 7年 6月 6日～ 7月 5日	令和 7年 6月 1日	令和 7年 8月 1日
令和 7年 7月 6日～ 8月 5日	令和 7年 7月 1日	令和 7年 9月 1日
令和 7年 8月 6日～ 9月 5日	令和 7年 8月 1日	令和 7年10月 1日
令和 7年 9月 6日～10月 5日	令和 7年 9月 1日	令和 7年11月 1日
令和 7年10月 6日～11月 5日	令和 7年10月 1日	令和 7年12月 1日
令和 7年11月 6日～12月 5日	令和 7年11月 1日	令和 8年 1月 1日
令和 7年12月 6日～令和 8年 1月 5日	令和 7年12月 1日	令和 8年 2月 1日
令和 8年 1月 6日～ 2月 5日	令和 8年 1月 1日	令和 8年 3月 1日
令和 8年 2月 6日～ 3月 5日	令和 8年 2月 1日	令和 8年 4月 1日

※ 令和8年度以降のスケジュールにつきましては、確定次第、順次お知らせいたします。

2 資格要件

申請者は、次の(1)～(5)の要件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 法的な契約能力を有していること。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。（「【参考】 地方自治法施行令(抜粋)」（16 ページ）参照）

(2) 国税に未納がないこと。

法人にあつては、「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納がないこと。

個人にあつては、「申告所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納がないこと。

(3) 市税に未納がないこと。

宇都宮市に納税義務がある場合、市税に未納がないこと。

※ 資格の有効期間中に市税の未納が確認された場合、完納が確認されるまでの間、入札に参加できないことがあります。

(4) 暴力団関係者ではないこと。

申請者及び申請者の役員, 申請者の使用人, 申請者の経営に事実上参加している者が, 宇都宮市暴力団排除条例 (平成23年条例第37号) 第2条の暴力団及び暴力団員又は密接関係者ではないこと。

(5) 業務実績があること。

登録を希望する業種について, 直近の2事業年度のいずれかに業務実績を有すること。

3 総合点数の算出

(1) 総合点数

提出された申請書の内容を審査し, 業種ごとに総合点数を算出し, 一部の業種については等級の格付を行います。

$$\text{総合点数(1)} = \text{客観的事項審査点数(2)} + \text{主観的事項審査点数(3)} - \text{減点事項審査点数(4)}$$

(2) 客観的事項審査点数

次表により申請者の企業規模等について審査点数を求め, 次式により算出した点数とします。

$$\text{客観的事項審査点数} = (2 \times a) + b + c + (5 \times d) + e + f$$

審査項目						審査点数
年間平均 実績高 (a)	自己資本額 数値 ※1 (b)	流動比率 (c)	資格所持者数 の合計数値 ※2 (d)	営業年数 (e)	国の登録規程等 による登録の有無 ※3 (f)	
5千万円未満	5未満	60%未満	15未満	5年未満	登録有り	10
5千万円以上 1億円未満	—	60%以上 75%未満	15以上 40未満	5年以上 15年未満	—	15
1億円以上 5億円未満	5以上 10未満	75%以上 85%未満	40以上 65未満	15年以上 25年未満	—	20
5億円以上 10億円未満	—	85%以上 100%未満	65以上 110未満	25年以上 35年未満	—	25
10億円以上	10以上	100%以上	110以上	35年以上	—	30

※1 自己資本額数値 = 自己資本額 ÷ 建設関連業務委託全体の年間平均実績高 × 100

※2 資格所持者数の合計数値 = 次表により算出した数値

区分	資格所持者	数値(1人につき)
測量業務	測量法(昭和24年法律第188号)による測量士の登録を受けている者	5
	測量法による測量士補の登録を受けている者(測量士の登録を受けている者を除く。)	2
土木関係建設コンサルタント業務	技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち、次の技術部門に合格し、同法による登録を受けている者 ・ 機械部門(選択科目を機械設計、流体機器(流体工学)及び機構ダイナミクス・制御(交通・物流機械及び建設機械)とするものに限る。) ・ 電気電子部門 ・ 建設部門 ・ 上下水道部門 ・ 農業部門(選択科目を農業農村工学(農業土木)とするものに限る。) ・ 森林部門(選択科目を森林土木とするものに限る。) ・ 水産部門(選択科目を水産土木とするものに限る。) ・ 情報工学部門 ・ 応用理学部門(選択科目を地質とするものに限る。) ・ 総合技術監理部門(選択科目を上記各部門の選択科目(電気電子部門、建設部門、上下水道部門及び情報工学部門にあつてはそれぞれいずれかの選択科目)とするものに限る。)	5
	アジア太平洋経済協力(APEC)が取りまとめた「APECエンジニア・マニュアル」に基づき、 <u>日本政府と相互免除の合意をしている政府において</u> 、当該国内に設立したモニタリング委員会に登録され、かつ追加審査が必要な場合はそれに合格している者	
	建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者	2
	計量法(平成4年法律第51号)による計量士(環境計量士(濃度関係)及び環境計量士(騒音・振動関係)に限る。)の登録を受けている者	
	電気事業法(昭和39年法律第170号)による第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者	2
	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)による伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び線路主任技術者資格者証の交付を受けている者	
	(一社)建設コンサルタンツ協会の行うRC-CM資格試験に合格し、登録を受けている者	
建築関係建設コンサルタント業務	建築士法(昭和25年法律第202号)による構造設計1級建築士証の交付を受けている者、設備設計1級建築士証の交付を受けている者及び1級建築士の免許を受けている者(構造設計1級建築士証又は設備設計1級建築士証の交付を受けている者を除く。)	5
	建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の18に規定する建築設備士である者	
	建築士法による2級建築士の免許を受けている者(1級建築士の免許を受けている者を除く。)	2
	(公社)日本建築積算協会の行う建築積算士試験に合格し、登録を受けている者	

地質調査業務	技術士法による第2次試験のうち次の技術部門に合格し、同法による登録を受けている者 ・ 建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。） ・ 応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。） ・ 総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目とするものに限る。）	5
	（一社）全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し登録を受けている者	2
補償関係コンサルタント業務	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者【登録を証明する書類が必要です（「6 添付書類等の詳細(7)」(11 ページ) 参照）。】	2
	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者【登録を証明する書類が必要です（「6 添付書類等の詳細(7)」(11 ページ) 参照）。】	
	司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者	
	（一社）日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者	

※3 対象となる登録は、次表のとおり

業種	登録
測量業務	測量法第55条による測量業者の登録
土木関係建設コンサルタント業務	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録
建築関係建設コンサルタント業務	建築士法第23条による建築士事務所の登録
地質調査業務	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録
補償関係コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条による登録
	不動産の鑑定評価に関する法律第22条による不動産鑑定業者の登録

(3) 主観的事項審査点数

宇都宮市内に本店を有する者（以下「市内事業者」という。）にのみ付与します。

次表により、宇都宮市が特に評価する企業活動等について審査項目ごとに算出し、その合計点数とします。

評価事項	審査項目	審査点数 ※1	
品質確保・ 環境配慮対策	品質管理システムに関する規格の取得状況		
	I S O 9 0 0 1 を取得している。	1 0	上限 1 0
	S B T 認定又は環境マネジメントシステムに関する規格の取得状況		
	S B T 認定を受けている。	1 0	上限 1 0
	I S O 1 4 0 0 1 を取得している。	1 0	
	エコアクション21又はE C O うつのみや21を取得している。	6	
災害対応	災害時における本市への協力体制の状況		
	次のいずれかに該当している。 ・ 宇都宮市消防団協力事業所表示証の交付を受けている。 ・ 宇都宮自衛消防協会に加入している。 ・ 宇都宮危険物保安協会に加入している。 ・ 宇都宮市と災害時における協力協定を締結している（団体で締結している場合の構成員及び栃木県との協定締結等による協力体制が確保されている場合を含む。）。 ・ 宇都宮市防災協力事業所に登録している。	1 2	上限 1 2
社会貢献度・地域貢献度	① 障がい者雇用の状況		0 ～ 3 0 ※2

	⑧ エコ通勤優良事業所認証状況		
	・ エコ通勤優良事業所認証を取得している。		

※1 審査点数の上限とは、各審査項目において複数の要件を満たしていた場合における加点上限点数です。

※2 社会貢献度・地域貢献度については、①～⑧の項目のうち取り組んでいる項目の数に応じて次表の審査点数を付与します。

取組数	審査点数
6～8項目	30
4～5項目	20
2～3項目	10
1項目	5
0項目（取組無し）	0

(4) 減点事項審査点数

審査基準日前3か年に宇都宮市から入札参加停止措置を受けた場合、次表の審査点数を減点します。

入札参加停止期間	審査点数
3か月未満	2
3か月以上6か月未満	4
6か月以上	6

4 申請から登録までの流れ

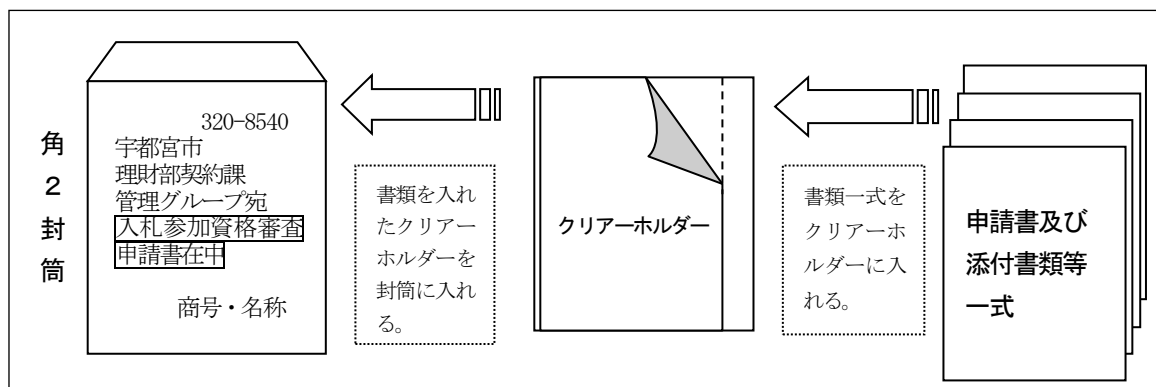
(1) 令和7年度の申請受付期間

令和7（2025）年4月1日（火）～令和8（2026）年3月5日（木）

- ・ 上記期間内の日付の消印が押されたものが有効となります。

(2) 提出書類の準備と発送

- ・ 「5 提出書類」と「6 添付書類等の詳細」（7～14 ページ）をよくお読みいただいた上で、提出書類を準備してください（記載内容等について問い合わせる場合がありますので、提出書類は必ず控を用意し、登録まで保管してください。）。
- ・ 「6 添付書類等の詳細(14)」（13～14 ページ）参照に記載した形状のA4版クリアーホルダーに入れてください。クリアーホルダーに入れた提出書類を、角2封筒に入れてください。



- ・ 封筒の表には、送付先や申請者の商号又は名称のほか、「入札参加資格審査申請書 在中」（朱書き）と記載し、受領の確認ができる書留又は簡易書留にて郵送してください。（レターパックプラスによる送付も可。レターパックライトは受領の確認ができないため不可。）。送付先は、次のとおりです。

〒320-8540（宇都宮市役所専用郵便番号）
宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮市 理財部 契約課 管理グループ

(3) 申請書提出後の変更

申請書提出後に記載内容に変更があった場合（例：称号又は名称、住所又は所在地、代表者又は代理人、電話番号等に変更があった場合）は、契約課へ御連絡ください。

(4) 入札参加有資格者名簿への登載（登録）

資格の認定を受けた申請者は、令和7・8年度の入札参加有資格者名簿に登載されます。

資格の有効期間（登録期間）は、令和9年3月31日までです。

(5) 入札参加有資格者名簿の公表

以下の内容を記載した入札参加有資格者名簿を、宇都宮市公式Webサイト上で公表します。

○業種及び等級 ○商号又は名称 ○代表者職氏名
○本店の所在地 ○本店の電話番号・FAX番号 ○代理人の名称及び電話番号
○総合点数（客観的事項審査点数及び主観的事項審査点数）

(6) 審査結果の確認

総合点数及び等級等については、登録日以降にWebサイト上で公表される入札参加有資格者名簿にてご確認ください。

5 提出書類（申請書類及び添付書類等）

- ・ 申請書類等の様式は、下記のホームページからダウンロードしてください。なお、契約課窓口（本庁舎5階）でも配布しております。

○ 宇都宮市公式Webサイト URL : <https://www.city.utsunomiya.lg.jp/>
「トップページ」>「産業・ビジネス」
 >「入札情報」>「入札情報（部門別）」>「入札参加資格」
 >「入札参加資格の随時登録（令和7年度～）」

- ・ 申請書類等は、この提出要領に従って作成し、記載漏れや押印漏れがないよう確認した上で提出してください。
- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、資格を承認しないことがあります。また、登録後に虚偽の記載が判明した場合は、資格を取り消すことがあります。

(1) 申請書類（○＝必ず提出 △＝必要に応じ提出）

- ・ 別添「記載例」を参照の上、以下の申請書を提出してください。
- ・ 申請書類は、宇都宮市が指定した様式を使用してください。令和7年度から様式が変更されています。指定様式以外の様式による申請は受け付けませんので、御注意ください。

- 申請書類には、審査基準日現在の状況を記載してください。また、財務状況、業務実績等は、決算が確定した直近の事業年度について記載してください。

	番号	書類の名称	法人	個人	備考
申請書	1	審査申請書	○	○	代理人に係る委任状を兼ねています。
	2	申請者状況調書・登録希望業種調書（1及び2）	○	○	
	3	業務実績調書	○	○	
	4	技術職員調書（1及び2）	○	○	
	5	誓約書	○	○	暴力団等と関係していないことに係る誓約書です。
	6	主観点に関する調書	△	△	市内事業者のみ提出してください。

(2) 添付書類等（○＝必ず提出 △＝必要に応じ提出 ×＝不要）

- 「6 添付書類等の詳細」（10～14 ページ）を参照の上、必要な書類等を提出してください。
- 各書類の写しを提出してください。ただし、(4)「印鑑証明書」は、原本を提出してください。
- 証明書は、審査基準日前3か月以内に発行されたものを提出してください。**なお、3か月以内に変更があった場合は、変更が反映された最新のものを提出してください。

	番号	書類の名称	法人	個人	備考
添付書類	(1)	商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	○	×	法務局が発行したもの
	(2)	身分証明書 (破産していないこと等の証明書)	×	○	本籍地の市区町村が発行したもの ※ 注 提出要領P. 10 (2) 参照
	(3)	登記されていないことの証明書 (成年被後見人でないこと等の証明書)	×	○	法務局が発行したもの ※ 注 提出要領P. 10 (3) 参照
	(4)	印鑑証明書 【原本】	○	○	法人＝法務局が発行したもの 個人＝住所地の市区町村が発行したもの
	(5)	国税に係る納税証明書	○	○	税務署が発行したもの 法人＝納税証明書（その3の3） 個人＝納税証明書（その3の2）
	(6)	財務諸表	○	○	法人＝決算が確定した直近の事業年度の①貸借対照表、②損益計算書、③株主資本等変動計算書 個人＝前年の①確定申告書、②収支内訳書又は青色申告決算書
	(7)	登録通知書又は登録証明書等 (登録を証明する書類)	△	△	

- ・ 市内事業者は、以下の(8)～(13)について該当がある場合は提出してください。
- ・ 報告書、策定届等の控えについては、提出先が受付済みであることが確認できるもの（受付印等が押印されたもの）の写しを提出してください。
- ・ (12)「自治会加入・活動協力状況報告書兼誓約書」は、原本を提出してください。

	番号	書類の名称	法人	個人	備考
添付書類	(8)	S B T 認定証及び I S O 認証書等	△	△	認証等を取得している場合
	(9)	障害者雇用状況報告書の控え	△	△	障がい者の雇用義務があり、雇用を達成している場合
		雇用している障がい者の障がい者手帳と当該障がい者を雇用していることが確認できる書類			障がい者の雇用義務はないが、雇用している場合
	(10)	（次世代育成支援対策推進法に基づく）一般事業主行動計画策定・変更届の控え	△	△	計画を労働局に提出している場合
		（同法に基づく）基準適合一般事業主認定通知書			くるみん認定を受けている場合
	(11)	（女性活躍推進法に基づく）一般事業主行動計画策定・変更届の控え	△	△	計画を労働局に提出している場合
		（同法に基づく）基準適合一般事業主認定通知書			えるぼし認定を受けている場合
	(12)	自治会加入・活動協力状況報告書兼誓約書（指定様式） 【原本】	△	△	宇都宮市内の自治会への加入・活動協力状況を記載
	(13)	エコ通勤優良事業所認証・登録通知書	△	△	認証を取得している場合

- ・ 以下の(14) (15)については、すべての申請者が提出してください。

	番号	提出物	法人	個人	備考
	(14)	クリアーホルダー （A 4 ・インデックス付）	○	○	インデックスに申請者の商号又は名称を横書きで記載 ※ 注 提出要領 P. 1 3 （1 4）参照
	(15)	提出書類確認表	○	○	記載例参照

6 添付書類等の詳細（○＝必ず提出 △＝必要に応じ提出 ×＝不要）

(1) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 法人＝○，個人＝×

法人の申請者は、法務局で商業登記簿の「履歴事項全部証明書」の交付を受け、写しを提出してください。

※ 「現在事項」証明書や「一部」証明書での申請はできませんので、御注意ください。

(2) 身分証明書（破産していないこと等の証明書） 法人＝×，個人＝○

個人の申請者は、本籍地の市区町村で身分証明書の交付を受け、写しを提出してください。

※ 「身分証明書」とは、禁治産又は準禁治産宣告の通知、後見人の登記の通知、破産宣告の通知を受けていないことを証明するものです。

(3) 登記されていないことの証明書（成年被後見人でないこと等の証明書）

法人＝×，個人＝○

個人の申請者は、法務局で「登記されていないことの証明書」の交付を受け、写しを提出してください。

※ 「登記されていないことの証明書」とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものです。法務局への証明申請書の証明事項欄は「成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない。」を選択してください。

(4) 印鑑証明書【原本提出】 法人＝○，個人＝○

ア 法人の申請者の場合

法務局で商業登記の「印鑑証明書」の交付を受け、**原本**を提出してください。

イ 個人の申請者の場合

住所地の市区町村で、本人の「印鑑登録証明書」の交付を受け、**原本**を提出してください。

(5) 国税に係る納税証明書 法人＝○，個人＝○

国に納税義務がある場合、所轄の税務署で国税に未納がないことを証明する証明書の交付を受け、写しを提出してください（オンライン請求は www.e-tax.nta.go.jp へ）。ただし、審査基準日前3か月以内に発行されたものであっても、申請日時点で未納税額の納付期限が過ぎているものは受付できません。

ア 法人の申請者の場合

納税証明書（その3の3）（「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明書）の写しを提出してください。

イ 個人の申請者の場合

納税証明書（その3の2）（「申告所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明書）の写しを提出してください。

(6) 財務諸表 法人＝○, 個人＝○

ア 法人の申請者の場合

決算が確定した直近の事業年度の①貸借対照表、②損益計算書及び③株主資本等変動計算書の写しを提出してください。

※ 直近の事業年度の決算が確定していない場合は、その前の事業年度の決算に係る財務諸表の写しを添付するとともに、申請書類には当該前事業年度に係る財務状況及び業務実績等を記載してください。

イ 個人の申請者の場合

- ・ 白色申告の場合は、前年の①確定申告書と②収支内訳書の写しを提出してください。
- ・ 青色申告の場合は、前年の①確定申告書と②青色申告決算書の写しを提出してください。

(7) 登録通知書又は登録証明書等（登録を証明する書類） 法人＝△, 個人＝△

申請書3「登録希望業種調書」において「登録」に○を記入した部門等について、**当該登録が審査基準日現在有効であることを証明する**以下の書類（「登録通知書」、「登録証明書」等）の写しを提出してください。

測量業務	測量法第55条による測量業者の登録を証明する書類
土木関係建設コンサルタント業務	建設コンサルタント登録規程第2条による登録を証明する書類
建築関係建設コンサルタント業務	建築士法第23条による建築士事務所の登録を証明する書類（部門「建築一般」を希望する申請者のみ）
地質調査業務	地質調査業者登録規程第2条による登録を証明する書類
補償関係コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程第2条による登録を証明する書類（部門「補償コンサルタント」を希望する申請者のみ）
	不動産の鑑定評価に関する法律第22条による不動産鑑定業者の登録を証明する書類（部門「不動産鑑定」を希望する申請者のみ）

申請書4「技術職員調書」において不動産鑑定士又は土地家屋調査士を技術職員として記載した場合は、**当該技術職員の登録が審査基準日現在有効であることを証明する**以下の書類（「登録通知書」、「登録証明書」等）の写しを提出してください。

不動産鑑定士	不動産の鑑定評価に関する法律第15条による不動産鑑定士の登録を証明する書類 ※ 事務所所在地が申請者の所在地と一致することが確認できない場合は、当該不動産鑑定士を雇用していることが確認できる書類（「健康保険被保険者証」、「雇用保険被保険者決定通知書」等）の写しも併せて提出してください（代表者本人の場合は不要です。）。
土地家屋調査士	土地家屋調査士法第8条による土地家屋調査士の登録を証明する書類 ※ 記載された事務所所在地が申請者の所在地と一致しない場合は、当該土地家屋調査士を雇用していることが確認できる書類（例：「健康保険被保険者証」、「雇用保険被保険者決定通知書」等）の写しも併せて提出してください（代表者本人の場合は不要です。）。

- ・ 市内事業者である申請者は、以下の(8)～(13)について該当がある場合は提出してください。

(8) SBT認定証及びISO認証書等 法人＝△, 個人＝△

以下のア～オの認証等を取得している申請者は、**審査基準日現在有効な**認証書等の写しを提出してください。

ア ISO9001

ISO9001は、(公財)日本適合性認定協会(以下「JAB」という。)又はJABと相互承認している審査登録機関が認証する品質マネジメントシステムに関する国際的な標準規格です。認証を取得している申請者は、認証書の写しを提出してください。

イ SBT認定

SBTは、CDP・国連グローバルコンパクト・世界資源研究所・世界自然保護基金の4つの機関が共同で運営・認定する、パリ協定※が求める水準と整合した、5年～15年先を目標年として企業が設定する、温室効果ガス排出削減目標です。認定を受けている申請者は、認定証の写しを提出してください。

※ 世界の気温上昇を産業革命前より2℃を十分に下回る水準に抑え、また1.5℃に抑えることを目指すもの

ウ ISO14001

ISO14001は、JAB又はJABと相互承認している審査登録機関が認証する環境マネジメントシステムに関する国際的な標準規格です。認証を取得している申請者は、認証書の写しを提出してください。

エ エコアクション21

エコアクション21は、(一財)持続性推進機構(エコアクション21中央事務局)が認証する日本独自の環境マネジメントシステムです。認証・登録証を取得している申請者は、認証・登録証の写しを提出してください。

オ ECOうつのみや21

ECOうつのみや21は、宇都宮商工会議所が認定する環境保全に関する事業所版環境ISO規格です。認定を取得している申請者は、認定証の写しを提出してください。

(9) 障がい者の雇用状況を証明する書類 法人＝△, 個人＝△

ア 障がい者の雇用義務があり、雇用を達成している場合

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の規定により障がい者の雇用義務がある申請者が雇用義務を達成している場合は、障害者雇用状況報告書の控え(公共職業安定所の受付印があるもの)の写しを提出してください。

イ 障がい者の雇用義務はないが、雇用している場合

障がい者の雇用義務がない申請者が障がい者を雇用している場合は、雇用している障がい者の以下の障がい者手帳の写しと当該障がい者を雇用していることが確認できる書類(「健康保険被保険者証」,「雇用保険被保険者決定通知書」等)の写しを提出してください。

身体障がい者	身体障がい者手帳	手帳の種別, 障がい者の氏名及び生年月日が記載されたページの写し
知的障がい者	療育手帳	
精神障がい者	精神障がい者保健福祉手帳	

(10) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定・変更届及び基準適合一

般事業主認定通知書 法人＝△, 個人＝△

一般事業主行動計画策定・変更届を労働局に提出している申請者は、当該策定・変更届の控え（労働局の受付印が押印されたもの）の写しを提出してください。

基準適合一般事業主の認定（くるみん認定）を受けている申請者は、認定通知書の写しを提出してください。

(11) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定・変更届及び基準適合一般事業主認

定通知書 法人＝△, 個人＝△

一般事業主行動計画策定・変更届を労働局に提出している申請者は、当該策定・変更届の控え（労働局の受付印が押印されたもの）の写しを提出してください。

基準適合一般事業主の認定（えるぼし認定）を受けている申請者は、認定通知書の写しを提出してください。

(12) 自治会加入・活動協力状況報告書兼誓約書【原本提出】 法人＝△, 個人＝△

市内の自治会に加入・活動協力している申請者は、加入・活動協力状況について指定の様式に記載し、所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、代表者印（実印）を押印の上、提出してください。

※ 法人の申請者の場合は、代表者や従業員個人ではなく、法人としての協力状況について記載してください。

(13) エコ通勤優良事業所認証・登録通知書 法人＝△, 個人＝△

エコ通勤優良事業所認証を公共交通利用推進等マネジメント協議会から受けている申請者は、審査基準日現在有効なエコ通勤優良事業所認証・登録通知書の写しを提出してください。

- ・ (14)については、すべての申請者が提出してください。

(14) クリアーホルダー 法人＝○, 個人＝○

- ・ クリアーホルダーは、以下のタイプを御用意ください。

※ホルダーのタイプ（①～⑤を全て満たすもの）

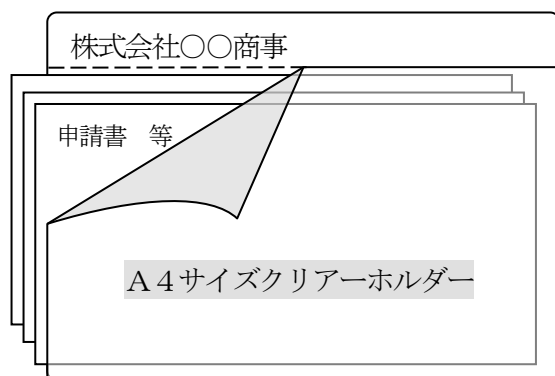
- ①A4サイズ
- ②透明又は乳白色
- ③インデックス（見出し）付き
- ④インデックス（見出し）は長辺全体
- ⑤インデックス（見出し）の書き込み箇所は白地

【参考】ホルダーの例

メーカー	製品名	品番
ライオン事務器	PPカラーホルダー	CF-33
リヒトラブ	クリヤーホルダー＜見出し付＞	F-3430
キングジム	フラップホルダー	775

※ 上記のほか、同等の形状であれば、メーカーは問いません。

- ・ インデックス部分左側に、申請者の商号又は名称を横書きで記載してください。



7 登録後の変更, 取消

(1) 登録内容に変更があった場合

登録後に、入札参加資格審査申請書の記載内容に変更があった場合は、変更届の申請が必要です。遅滞なく下記のホームページを参照の上、電子申請または郵送等により、お手続きください。

○ 宇都宮市公式Webサイト URL : <https://www.city.utsunomiya.lg.jp/>
「トップページ」>「産業・ビジネス」
>「入札情報」>「入札情報（部門別）」>「入札参加資格」
>「入札参加資格登録内容の変更・取消」

電子申請の場合は、「宇都宮市電子申請共通システム」より、利用者登録及び電子署名を行った上で申請してください。

郵送等の場合は、申請書と同様に代表者名で作成し、実印を押印してください（使用印を登録する場合は、使用印の押印も必要です。また、入札契約処理等を代理人へ委任する場合は、代理人印の押印も必要です。）。

いずれの場合も、変更の事実を証する書類を添付し、遅滞なく提出してください。

(2) 登録した業種を取り消す場合

登録後に、登録した業種の全部又は一部を取り消す場合は、取消届の申請が必要です。

遅滞なく下記のホームページを参照の上、電子申請または郵送等により、お手続きください。

○ 宇都宮市公式Webサイト URL : <https://www.city.utsunomiya.lg.jp/>
「トップページ」>「産業・ビジネス」
>「入札情報」>「入札情報（部門別）」>「入札参加資格」
>「入札参加資格登録内容の変更・取消」

電子申請の場合は、「宇都宮市電子申請共通システム」より、利用者登録及び電子署名を行った上で申請してください。

郵送等の場合は、代表者名で作成し、実印を押印した上で、提出してください。

8 登録後に合併等があった場合

次のいずれかに該当し、登録事業者が消滅会社等になる場合は、存続会社等が入札参加資格の再認定を受けることができますので、指定の書類を提出してください。

(1) 会社が合併した場合（存続会社又は新設会社を甲、消滅会社を乙とする。）

- ・ 入札参加資格審査申請書及び添付書類（甲）
- ・ 合併契約書の写し
- ・ 株主総会議事録（合併契約の承認に係る記載のあるもの）の写し（甲・乙）
- ・ 定款の写し（甲）
- ・ 廃業届又は登録消除通知書の写し（乙）
- ・ 財務諸表（乙）

(2) 営業譲渡（事業譲渡）を行った場合（譲受会社を甲、譲渡会社を乙とする。）

- ・ 入札参加資格審査申請書及び添付書類（甲）
- ・ 営業譲渡（事業譲渡）契約書の写し
- ・ 株主総会議事録（営業譲渡（事業譲渡）の決議に係る記載のあるもの）の写し（甲・乙）
- ・ 定款の写し（甲）
- ・ 廃業届又は登録消除通知書の写し（乙）
- ・ 財務諸表（乙）

(3) 会社分割を行った場合（承継会社又は新設会社を甲、分割会社を乙とする。）

- ・ 入札参加資格審査申請書及び添付書類（甲）
- ・ 分割契約書又は新設分割計画書
- ・ 株主総会議事録（分割契約又は新設分割計画の承認に係る記載のあるもの）の写し（甲・乙）
- ・ 定款の写し（甲）
- ・ 廃業届又は登録消除通知書の写し（乙）
- ・ 財務諸表（乙）

【参考】地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第167条の5 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

（指名競争入札の参加者の資格）

第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

2 普通地方公共団体の長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、第167条の5第1項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならない。

〒320-8540

栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市理財部契約課管理グループ

電 話 : 028-632-2178

FAX : 028-632-2166

E-mail : u0402@city.utsunomiya.tochigi.jp